

保 安 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 (以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、一般財団法人沖縄電気保安協会(以下「電気保安協会」という。)に委託する業務の範囲については、電気保安協会との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の順守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)及び、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者(以下「従事者」という。)並びに電気保安協会は、電気関係法令及びこの規程を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、電気保安協会の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は、別図で示す組織図の総括管理者が総括管理し、その組織はあらかじめ定めておくものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、電気保安協会に意見を求めるものとする。

2 電気保安協会から指導、助言を受け又は電気保安協会と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は那覇産業保安監督事務所長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係ある場合には、その作成及び手続きについて電気保安協会に指導、助言を求めるものとする。

4 経済産業大臣又は那覇産業保安監督事務所長が電気関係法令に基づいて行う検査には、電気保安協会を立ち合わせるものとする。

(連絡責任者及び発電所担当者等)

第8条 当事業場の保安管理業務のために必要な事項を電気保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所が設置されている場合は発電所担当者を定めて電気保安協会に通知するものとする。なお、設備容量が6、000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合は、連絡責任者として電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を電気保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに、電気保安協会に遅滞なく通知するものとする。
- 4 連絡責任者及び発電所担当者又はその代務者（以下「連絡責任者等」という。）を電気保安協会が行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、電気保安協会がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて電気保安協会に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じて実施指導訓練を行うものとし、その都度電気保安協会に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検、測定及び試験

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、電気保安協会に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気保安協会に工事期間中の点検を行わせ、完成した場合には電気保安協会に検査又は他の者が実施する測定及び試験について指導、助言を行わせて、計画どおり施工されていること並びに経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障のないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検、測定及び試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検、測定及び試験は、別紙及び別表1により行うものとし、電気保安協会に委託する業務にあつては電気保安協会との契約に定めるところによることとする。

それ以外の業務に係るものについては電気保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

- 2 電気保安協会が行う前項の点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

(維持及び運用に関する巡視、点検、測定及び試験)

第15条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、測定及び試験は、別紙及び別表2により行うものとし、電気保安協会に委託する業務にあつては委託契約書によることとする。

それ以外の業務に係るものについては、電気保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。なお、従事者が行う日常巡視点検の結果は、電気保安協会に連絡又は電気保安協会が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

2 電気保安協会が行う前項の点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第16条 巡視、点検又は測定及び試験を実施した結果、技術基準に適合しない事項が判明したとき又は適合しないおそれがあると判断された場合は、電気保安協会に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の応急措置と再発防止)

第17条 連絡責任者又は代務者は、電気工作物に事故・故障その他異常が発生した場合又は発生するおそれがあると判断される場合には、電気保安協会その他の関係先に連絡又は報告し、電気保安協会の指導、助言を受けて適切な応急処置をとるものとする。

2 送電停止又は電気工作物への切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、電気保安協会の指導、助言のもと行うものとする。

3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ電気保安協会の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、電気保安協会に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報が発報した場合、その発生原因の調査を電気保安協会に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気保安協会に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運転又は操作

(運転又は操作)

第18条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、しゃ断器及びその他必要とする機器の運転又は操作の順序、方法については、電気保安協会の意見を聞いてあらかじめ定めておくものとする。

2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室及び発電所その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 受電用の引込開閉器、しゃ断器の操作及び発電所の運転にあつては、必要に応じて電気事業者に連絡して行うものとする。

(連系運用)

第19条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用にあつては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

2 災害時等において、電気事業者と連絡がとれない場合にあつては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(発電所の長期間運転停止)

第20条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、電気保安協会に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。

2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

第21条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、電気保安協会に意見を求め、所定の点検を行う他、必要に応じ試運転等を行い、安全上支障の無いことを確認すものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第22条 非常災害時その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気保安協会に意見を求めて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

第23条 連絡責任者等は、災害が発生した場合には、速やかに電気保安協会に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

2 連絡責任者等は、災害の発生に伴い危険と認められる場合には、ただちに当該範囲の電源停止又は発電所の運転停止をすることができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存)

第24条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

ただし、年次点検結果報告に於いては3年を経過した場合であっても次回の点検が行われるまで保存しておくものとする

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 運転日誌（火力発電所に限る）

2 前項によらない記録は、必要な期間保存するものとする。

- (1) 竣工検査記録
- (2) 主要電気機器の補修記録
- (3) その他必要な記録

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第25条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との供給に関する契約に基づく責任分界点とする。

2 電気工作物が他の電気工作物より電気の供給を受ける場合、電気工作物と他の電気工作物との責任分界点は明確にしておくものとする。

3 電気工作物が建設現場等の移動用電気工作物の場合、移動用電気工作物と他の電気工作物との責任分界点は明確にしておくものとする。

(需要設備、発電所及び配電線路の構内等)

第26条 需要設備及び発電所の構内並びに配電線路の使用の区域は、別図（受電地点の位置及び構内図）のとおりとする。

第10章 整備・その他

(危険の表示)

第27条 受電室、発電所その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって感電等の危険のおそれのあるところには、電気保安協会に意見を求め従業者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第28条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品及び交換部品等は、電気保安協会に意見を求めて整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第30条 経済産業大臣又は那覇産業保安監督事務所長、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検の種類及び定義

- (1) 月次点検は、主として設備の運転中に行う点検、測定及び試験をいい、設備の「外観点検」、変圧器の「電圧・電流測定」「漏洩電流測定」等をとおして設備の異常の有無を判定することをいう。
- (2) 停電年次点検は、主として設備の運転を停止して行う点検、測定及び試験をいい、月次点検時に行う点検に加え観察点検、接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、保護継電器試験等をとおして設備の異常の有無を判定することをいう。
- (3) 無停電年次点検は、主として設備の運転中に行う点検、測定及び試験をいい、月次点検時に行う点検に加え超音波式部分放電探査器による部分放電音測定、非接触式放射温度計による温度測定等を行い設備の異常の有無を判定することをいう。
- (4) 臨時点検は、事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがあると判断された場合の原因探究の為に臨時的に実施する点検、測定及び試験をいう。
- (5) 工事期間中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所の外観点検、施工状況及び技術基準への適合状況の確認することをいう。
- (6) 竣工検査は、電気工作物の設置又は変更の工事が完成した場合において、計画どおり施工されているか又は技術基準に適合しているか確認する為に行う点検、測定及び試験をいう。

2. 点検の実施頻度

- (1) 月次点検の実施頻度は委託契約書に記載するものとする。
 - ① 月2回点検：毎月2回以上
 - ② 毎月点検：毎月1回以上
 - ③ 隔月点検：2ヶ月に1回以上
 - ④ 3ヶ月点検：3ヶ月に1回以上
 - ⑤ 4ヶ月点検：4ヶ月に1回以上
 - ⑥ 5ヶ月点検：5ヶ月に1回以上
 - ⑦ 6ヶ月点検：6ヶ月に1回以上
- (2) 年次点検は、月次点検に係る項目に加え年に1回以上実施し、次のイ、またはロ、のいずれかの点検を実施するものとする。

イ. 停電年次点検：3年に1回以上

ロ. 無停電年次点検：3年に2回を限度に実施することができる。

なお、無停電年次点検を実施する場合は、電気工作物が次の条件に全て適合することを確認し、電気保安協会と協議の上、次項3.の点検の方法により実施するものとする。

ただし、無停電年次点検の結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、無停電年次点検に替えて停電年次点検を実施するものとする。

【無停電年次点検実施条件】

- ① 構外にわたる高圧電線路がないこと
 - ② 柱上に設置した高圧変圧器がないこと
 - ③ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないこと
 - ④ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されていること
 - ⑤ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないこと
 - ⑥ 技術基準に適合していること。
 - ⑦ 前回の年次点検の結果が良好であること。
 - ⑧ 高圧受電設備の設置状況が良好であること。
 - ⑨ 高圧受電設備の設置環境が良好であること。
 - ⑩ リコールや保安上の注意喚起等の対象となっている機器がないこと。
- (3) 臨時点検は、必要の都度実施するものとする。
 - (4) 工事期間中の点検は、工事期間中において毎週1回以上実施するものとする。
 - (5) 竣工検査工事は、工事完成後実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 「**外観点検**」は、次に掲げる項目について運転中の設備を肉眼又は双眼鏡による他、音響、臭覚より行うものとする。
- 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - 電線と他物との離隔距離の適否
 - 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 「**観察点検**」は、施設の運転を停止して、外観点検のほか、手指を接触させて行うものとする。
ただし、引込柱など高所に設置され、触れることが出来ない機器については双眼鏡等を用いて確認する。
- (3) 「**電圧・電流測定**」は、電圧値の適否及び変圧器の過負荷等を確認するため必要に応じて受電盤の指示計器で高圧側の電圧・電流測定及び配電盤の指示計器又はクランプメーターで変圧器毎にその二次側の電圧・電流の測定を行う。なお、低圧受電の施設の場合は、引込開閉器毎に電圧・電流の測定を行うものとする。
- (4) 「**漏洩電流測定**」は、低圧電路の絶縁状態を確認するためクランプ式リークメーターによる変圧器のB種接地線に流れる漏洩電流の測定を行うものとする。
- (5) 「**活線温度測定**」は、高圧及び低圧配線機械器具の過熱の有無を確認するため非接触式放射温度計により温度測定を行うものとする。
- (6) 「**蓄電池設備の電圧・電流の測定**」は、主として制御盤の指示計器により行うものとする。

(7) 「**接地抵抗測定**」

(**停電年次点検**)

測定が可能な箇所について測定を行うものとする。

ただし、過去の実績により、その一部又は全部を省略することがある。

なお、この場合でも3年に1回は接地抵抗測定を行う。

(**無停電年次点検**)

- ① 外観点検
- ② 活線接地抵抗測定器による測定
- ③ 前回の停電年次点検における評価分析

(**接地抵抗測定における共通事項**)

次の電気工作物については過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。

なお、必要性が認められた場合は、電気保安協会と協議のうえ行うものとする。

- a. 電気使用場所の設備、
- b. 蓄電池設備、
- c. 発電設備（非常用含む）

(8) 「**絶縁抵抗測定**」

(**停電年次点検**)

- a. 高圧電路

高圧回路を主断路器より引込側と負荷側に分け、それぞれ高圧絶縁抵抗測定器にて測定を行うものとする。
なお、引込開閉器1次側が充電中のときは、1次側は省略することができる。

- b. 低圧電路

低圧電路を配電盤より回路毎に低圧絶縁抵抗測定器にて測定を行い、絶縁不良回路が認められた場合は、分電盤内の回路まで測定を行うものとする。ただし、測定の結果により電気使用場所の機器・配線の細部まで調査測定の必要性が有りと判断された場合は、電気保安協会と協議し調査測定を行うものとする。

なお、設備の精度等の観点から精密機器等については、その一部又は全部を省略することがある。

(例：太陽光パネル、燃料電池ユニット、医療用機器、コンピューター関連機器、電話交換機等)

(無停電年次点検)

a. 高圧電路

高圧絶縁抵抗測定に替えて、次の測定を行う。

- ① 超音波式部分放電探査器による部分放電音測定
- ② 高圧機器及び接続充電部の温度を非接触式放射温度計による測定

b. 低圧電路

低圧絶縁抵抗測定に替えて、次の①又は②の測定を行う。

- ① クランプ式リークメーターによる変圧器のB種接地線における漏えい電流の測定
- ② 活線絶縁抵抗計による測定

(9)「保護継電器試験」**(停電年次点検)**

引込開閉器及び受電用遮断器の保護継電器の特性試験及び連動試験は3年に1回以上実施する。

(特性試験及び連動試験を実施しない年は、前回の試験記録の確認により代えることがある。)

その他配電盤又は発電機盤に保護継電器が設置されている場合は、その試験の実施に当たっては電気保安協会と協議して実施するものとする。

(無停電年次点検)

引込開閉器及び受電盤の保護継電器の動作試験及び連動試験は、前回の試験記録が良好な場合は、その一部又は全部を省略し、保護継電器の外観点検のみとする。

(10)「非常用予備発電設備の起動停止試験及び電圧、電流、周波数測定」**(月次点検)**

手動にて起動停止試験を行い、発電電圧、周波数の測定並びに運転の状態、各種計器の確認を行うものとする。電源切替は行わない。

(停電年次点検)

自動起動が可能な場合は、自動により起動停止試験、電源の切替え試験及び発電電圧、電流、周波数の測定並びに運転の状態、各種計器の確認を行うものとする。

自動起動ができない場合は、手動にて起動停止試験、電源の切替え試験を実施して同様の測定、確認を行うものとする。

(無停電年次点検)

① 模擬信号機能がある場合

模擬信号による起動及び停止と発電電圧及び周波数(回転数)の測定並びに運転の状態、各種計器の確認を行うものとする。電源切替は行わない。

② 模擬信号機能がない場合

前回の停電年次点検時に自動切替え運転が良好である場合は、手動による起動停止試験、発電電圧、周波数(回転数)の測定並びに運転の状態、各種計器の確認を行うものとする。電源切替は行わない。

(11)「蓄電池設備の電圧・電流、比重、液温測定」

① 測定が可能な場合は、セル電圧、電解液の比重測定、温度等の測定を行うものとする。

- a. 電圧・電流測定は、主として制御盤の指示計器により行うものとする。(携帯用テスターにて測定可)
- b. 比重測定・温度測定はパイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある

② 測定ができない場合は、設備の外観点検のみとする。

(12) 絶縁油試験

縁油に異常な変色・汚損等が認められる場合は、電気保安協会と協議し酸価度試験又は絶縁破壊試験を実施する。

ただし、絶縁油中にPCBの混入のおそれがあると判断した場合は、その一部又は全部を省略することがある。

(13) 内部点検

遮断器、開閉器の機構部の機能の点検及び変圧器内部の点検をいう。

ただし、遮断器、開閉器の機構部の機能の点検については、必要が認められた場合は、電気保安協会と協議し実施するものとする。

(14) 絶縁監視装置の自動伝送試験

電気保安協会の絶縁監視サーバーにて定期監視を行うものとする。

(15) 発電設備その他精度の高い機器の点検整備

設備の特殊性又は精度等の観点から専門知識及び技術を有する者による調整を必要とする機器及び内部点検のための分解、組立てに特殊な技術を要する機器については原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。この場合、点検結果の記録を電気保安協会に報告し、必要に応じて指導、助言を求めるものとする。

例：発電設備（内燃力・水力・風力）の原動装置、太陽光パネル、燃料電池ユニット

工事に関する点検、測定及び試験の基準

1 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		別紙 (点検、測定及び試験の基準)		工事期間中 の 点 検	竣 工 検 査
		④	点検、測定及び試験項目		
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			絶縁抵抗測定		○
			継電器の動作特性試験		○
			開閉器と継電器の連動試験		○
			絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			絶縁抵抗測定		○
			継電器の動作特性試験		○
			遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
			絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤及び制御回路	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			シーケンス試験、インターロック試験		○
接地工事	接地線、保護管等	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
配電設備	電線路		引込設備に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			起動・停止試験		○
			商用電源・発電機電源切替試験		○
			絶縁抵抗測定		○
			保護継電器の動作試験		○
			絶縁耐力試験		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			液量点検・電圧測定		○
			比重測定・温度測定		○

工事に関する点検、測定及び試験の基準

2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		別紙（点検、測定及び試験の基準）		工事期間中 の 点 検	竣 工 検 査
		①	点検、測定及び試験項目		
負荷設備	配線、配線器具等	3. (1)	外観点検	○	○
		3. (2)	観察点検		○
			絶縁抵抗測定		○
配電線路	電線路等	3. (1)	外観点検		○
		3. (2)	観察点検		○
			絶縁抵抗測定		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、点検対象設備のある場合に適用する。

2 電気工作物の施工状況によっては、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を実施しないことがある。

3 工事期間中の点検及び竣工検査の周期

区 分	点検の種別	周期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要設備 ・ 火力発電所 ・ 燃料電池発電所 	工事期間中の点検	毎週 1 回
	竣工検査	工事完了後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池発電所 ・ 風力発電所、 ・ 配電線路を管理する事業場 	竣工検査	工事完了後

注 1 工事期間中の点検は、工事工程に合わせて実施するものとする。

2 工事期間中において、点検の一部又は全部を工事業者が行う場合には、その点検結果の記録を電気保安協会に報告し、必要に応じて指導、助言を求めるものとする。

3 竣工検査を実施する場合は、電気保安協会と協議して行い、検査の一部又は全部を電気保安協会以外の者に行わせる場合には、電気保安協会を立ち合わせるとともに、その検査結果の記録を電気保安協会に報告し必要に応じて指導、助言を求めるものとする。

維持及び運用に関する点検、測定及び試験の基準

1. 需要設備

電 気 工 作 物	別紙 (点検、測定及び試験の基準)		月次点検	年次点検		臨時点検	
	点検、測定及び試験項目			無停電	停電		
受電設備 (含む二次受電設備)	引込設備 責任分界となる引込開閉器 引 込 線 等 (電線及び支持物、ケーブル)	3.(1)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		3.(2)	観察点検			○	
		3.(8)	絶縁抵抗測定			○	
		3.(8)	絶縁診断(部分放電測定)		○		
		3.(9)	保護継電器の動作試験		○	○	
		3.(9)	保護継電器との連動試験		○	○	
	受電盤 断 路 器 遮 断 器 開 閉 器	3.(1)	外観点検	○	○	○	
		3.(2)	観察点検			○	
		3.(3)	電圧・電流測定	○	○	○	
		3.(8)	絶縁抵抗測定			○	
		3.(8)	絶縁診断(部分放電測定)		○		
		3.(9)	保護継電器の動作試験			○	
		3.(9)	保護継電器との連動試験			○	
	母 線 計 器 器 用 変 成 器 電 力 用 ヒ ュ ー 電 力 用 コ ン デ ン サ 避 雷 器 そ の 他 の 高 圧 機 器	3.(1)	外観点検	○	○	○	
		3.(2)	観察点検			○	
		3.(8)	絶縁抵抗測定			○	
		3.(8)	絶縁診断(部分放電測定)		○		
	変 圧 器	3.(1)	外観点検	○	○	○	
		3.(2)	観察点検			○	
		3.(8)	絶縁抵抗測定			○	
		3.(8)	絶縁診断(部分放電測定)		○		
		3.(4)	漏洩電流測定	○	○	○	
		3.(13)	内部点検			○	
		3.(12)	絶縁油の点検・試験			○	
配 電 盤 及 び 制 御 回 路	3.(1)	外観点検	○	○	○		
	3.(2)	観察点検			○		
	3.(3)	電圧・電流測定	○	○	○		
	3.(8)	絶縁抵抗測定			○		
	3.(8)	絶縁診断(部分放電測定)		○			
	3.(9)	保護継電器の動作試験			○		
	3.(9)	保護継電器との連動試験			○		
受 電 設 備 の 建 物 ・ 室 キュービクルの金属箱	3.(1)	外観点検	○	○	○		
	3.(2)	観察点検			○		
接 地 装 置	3.(1)	外観点検	○	○	○		
	3.(2)	観察点検			○		
	3.(7)	接地抵抗測定		○	○		

維持及び運用に関する点検、測定及び試験の基準

2. 需要設備

電 気 工 作 物		別紙 (点検、測定及び試験の基準)		月次点検	年次点検		臨時点検
		別紙	点検、測定及び試験項目		無停電	停電	
配電設備	開遮変配 閉断圧電 電線 (電線及び支持物、ケーブル) 接地装置	器器器盤 路	受電設備に準ずる		同左	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機 熱溶接 照明装置 配線及び配線器具 その他機器 接地装置	類器機置 器具類 置	3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(8)	絶縁抵抗測定			○
			3.(7)	接地抵抗測定			○
			3.(4)	漏洩電流測定	○	○	○
非常用予備発電設備	原動機及び付属装置		3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(9)	保護装置動作試験			○
			3.(10)	起動停止試験	○	○	○
	発電機 励磁装置 接地装置	機 置 置	3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(10)	発電電圧・周波数等測定	○	○	○
			3.(8)	絶縁抵抗測定			○
	3.(7)	接地抵抗測定			○		
	開閉器・遮断器・配電設備の建物・キュービクルその他電気機器	盤 室 箱 器	受電設備に準ずる		同左	同左	同左
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置		非常用予備発電設備に準ずる		同左	同左	同左
	水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	置 置 置 置	3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(8)	絶縁抵抗測定			○
接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 キュービクルの外箱		受電設備に準ずる		同左	同左	同左	
蓄電池設備(受電設備附帯用)	蓄電池本体		3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(11)	液量点検・電圧測定	○	○	○
			3.(11)	比重・液温測定		○	○
	充付接 電属地 装置	置 置 置	3.(1)	外観点検	○	○	○
			3.(2)	観察点検			○
			3.(8)	絶縁抵抗測定			○
			3.(7)	接地抵抗測定		○	○
絶縁監視装置		3.(1)	外観点検		○	○	
			設定値確認・検知動作試験		○	○	
			自動伝送試験		○	○	
			設定値の誤差確認		○	○	

必要の都度

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、点検対象設備のある場合に適用する。

2 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物については、別紙 3.(15)による。